

社会福祉法人南浜名湖会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南浜名湖会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員（以下「役員等」という。）をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等への職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常勤理事については、出席報酬は支給しない。

2 監事が監査会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 第三者委員が、優先入所検討会及び苦情処理委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

6 その他法人及び施設運営上必要な会議等を招集し開催する場合には、上記各項の例によるものとする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が、理事会（出席）以外の日において、法人及び事業所の運営管理業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が監査会（出席）以外の日において、法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の依頼を受けて、法人及び施

設の運営のための業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 5 第三者委員が、優先入所検討会及び苦情処理委員会（出席）以外の日に、係る事業内容の業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（常勤役員等の勤務報酬）

第5条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、週2日以上業務にあたる役員等については、別表3により月額報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 当該報酬以外に、第3条及び第4条の規定に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出については、これを行わない。

（同日開催会議の出席報酬等）

第6条 役員等が、同日に開催される理事会及び評議員会等に参加する場合には、どちらか1つの会議出席分の報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

（出張旅費）

第7条 役員等が、法人及び事業所の業務で出張する場合には、法人が別に定める旅費規程により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要に応じて事前に概算払いし、出張終了後清算することができる。

（改廃）

第8条 本規程の改廃については、理事会の承認及び評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成7年4月1日より施行する。

この規程は、平成18年12月1日より施行する。

この規程は、平成25年12月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年12月1日より施行する。

この規程は、平成29年2月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月13日より施行する。

(役員等報酬基準)

●別表 1 (日額) (第 3 条関係)

区 分	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000 円	1,000 円
監査会監事出席報酬等	8,000 円	1,000 円
評議員会出席報酬等	5,000 円	1,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000 円	1,000 円
優先入所検討会出席報酬等 (第三者委員)	5,000 円	1,000 円
苦情処理委員会出席報酬等 (第三者委員)	5,000 円	1,000 円
その他の会議等出席報酬等	5,000 円	1,000 円

●別表 2 (日額) (第 4 条関係)

区 分	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	8,000 円	1,000 円
理事業務報酬等	8,000 円	1,000 円
監事業務報酬等	8,000 円	1,000 円
評議員業務報酬等	8,000 円	1,000 円
優先入所検討会業務報酬等 (第三者委員)	8,000 円	1,000 円
苦情処理委員会業務報酬等 (第三者委員)	8,000 円	1,000 円

●別表 3 (月額) (第 5 条関係)

区 分	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等 (毎週 2 日以下勤務)	50,000 円	
常勤理事業務報酬等 (職員就業規則適用)	職員給与相当	職員給与規程適用

※常務理事については、常勤勤務につき管理職及び一般職の給与の例を適用する。